

意見提出手続

令和6年11月20日

市民の皆様へ

旭川市長 今津 寛介

「旭川市宿泊税条例（案）骨子」に対する意見等の募集について

観光関連産業は裾野が広く、振興を図ることで地域の経済全体を活性化させることにもつながる重要な産業であると考えられることから、本市の観光振興のための新たな観光財源として、宿泊税の導入について検討し、「旭川市における宿泊税制度の考え方（案）」の意見提出手続を経て、宿泊税を導入する方向性について決定いたしました。

これらを踏まえ、宿泊税を課税・徴収するために必要な事項について定めた「旭川市宿泊税条例（案）骨子」を作成いたしました。

つきましては、旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和6年11月20日（水）～ 令和6年12月23日（月）

2 意見募集のテーマ

「旭川市宿泊税条例（案）骨子」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階

旭川市 税務部 税制課 税制係

電話：（0166）25-5604 FAX：（0166）27-2146

電子メール：zeisei@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「旭川市宿泊税条例（案）骨子」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、税制課、観光課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報を除く。）。

意見提出手続「意見書」

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

氏 名

電話番号（ ） －
法人その他の団体にあつては、名称、事務所
・事業所の所在地と代表者の氏名

施策の案の名称	旭川市宿泊税条例（案）骨子
(意見記入欄)	

【注意事項】 ※ 匿名の意見，本施策と無関係な意見，賛否のみの意見は，回答・公表・計上の対象とはいたしません。 ※ 個別に要望等がある場合は，意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。	
【意見提出者の区分】 1 から 5 までのうち，該当するもの一つを丸で囲み，（ ）内に必要事項を記入してください。	
1 市内に住所がある方 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体 事務所・事業所の名称 所在地 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方 勤務先の名称 所在地 4 市内にある学校に在学している方 学校の名称 所在地 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方 (利害関係の内容)	
個別回答の要否	要 ☐ 不要 ☐ ※個別の回答を希望する方は，「要」にチェックを記入してください。

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は，この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

旭川市宿泊税条例（案） 骨子

概要版

詳細は「旭川市宿泊税条例（案） 骨子」
をご覧ください。

旭川市の宿泊税は「世界中から訪れたくなる観光地」の実現に向けて活用します。

- ① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり ③ 持続可能な観光地づくり

1 旭川市宿泊税の制度概要 宿泊税とは市内の宿泊施設に宿泊料金を払って宿泊する際に、その宿泊者に課する法定外目的税です。

項目	内容	項目	内容																				
宿泊税の目的	地方税法第 5 条第 7 項及び旭川市観光振興条例第 1 2 条の規定に基づき、宿泊税を課する。	減免	天災その他特別な事情がある場合																				
用語の定義	旅館業：旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル・簡易宿所営業 住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業 宿泊施設：旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅 宿泊：寝具を利用して宿泊施設を利用すること	徴収の方法	特別徴収（特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収し、旭川市へ納入する。）																				
納税義務者	課税対象：旭川市内に所在する宿泊施設への宿泊行為 納税義務者：宿泊施設への宿泊者	特別徴収義務者	宿泊施設を営む旅館業又は住宅宿泊事業の経営者																				
課税免除	・修学旅行等の学校行事による宿泊 ・満 3 歳以上の幼児が参加する教育、保育施設の行事による宿泊	申告納入	当月徴収した宿泊税は翌月末までに旭川市へ申告と納入をする。一定の要件を満たす特別徴収義務者は 3 か月分をまとめて年 4 回の申告納入とできる。																				
税率	1 人 1 泊につき 2 0 0 円 ただし、北海道が宿泊税を課する場合は別途北海道分の宿泊税が課される。 <table><tr><th>宿泊料金区分 (税抜き)</th><th colspan="3">税率</th></tr><tr><td></td><th>北海道</th><th>旭川市</th><th>合計</th></tr><tr><td>2 万円未満</td><td>1 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>2 万円以上 5 万円未満</td><td>2 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>4 0 0 円</td></tr><tr><td>5 万円以上</td><td>5 0 0 円</td><td>2 0 0 円</td><td>7 0 0 円</td></tr></table>	宿泊料金区分 (税抜き)	税率				北海道	旭川市	合計	2 万円未満	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円	2 万円以上 5 万円未満	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	5 万円以上	5 0 0 円	2 0 0 円	7 0 0 円	過料・罰則	・納税管理人に係る不申告に関する過料 ・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪
宿泊料金区分 (税抜き)	税率																						
	北海道	旭川市	合計																				
2 万円未満	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円																				
2 万円以上 5 万円未満	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円																				
5 万円以上	5 0 0 円	2 0 0 円	7 0 0 円																				
		その他	制度については 5 年ごとに見直す。																				

2 宿泊税の徴収から申告納入までのイメージ



3 スケジュール

令和 7 年 2 月予定
旭川市宿泊税条例（案） 上程

令和 8 年 4 月予定
条例施行

- ・総務省との協議
- ・宿泊事業者の方々への事務説明会
- ・宿泊税の周知
- ・宿泊事業者の方々との使途協議 など

旭川市宿泊税条例（案） 骨子

令和 6 年 1 1 月
税務部税制課
観光スポーツ部観光課

旭川市宿泊税条例（案）とは

旭川市では、更なる観光振興に取り組むため、新たな観光財源の確保について検討しました。

主な検討経過は次のとおりです。

- ・令和3年 2月～10月 （仮称）旭川市観光振興条例検討部会において、宿泊税の活用を含む新たな観光財源の確保策について議論
- ・令和5年 8月 31日 旭川市長から市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対し、新たな観光財源の確保について諮問
- ・令和5年10月 20日 第1回 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会（以下「検討部会」という。）開催
- ・令和5年12月 26日 第2回 検討部会開催
- ・令和6年 1月 16日 宿泊事業者（旭川ホテル旅館協同組合）との意見交換会開催
- ・令和6年 3月 4日 第3回 検討部会開催
- ・令和6年 3月 27日 第4回 検討部会開催
- ・令和6年 4月 30日 旭川市中小企業審議会から新たな観光財源の確保策として宿泊税が概ね妥当である旨答申

上記の結果を踏まえ、新たな観光財源の確保策として宿泊税の検討を開始し、以下のとおり関係者への意見を聞き取りました。

- ・令和6年 7月 29日 宿泊税制度の考え方について、市内宿泊事業者との意見交換会開催
- ・令和6年 7月～ 8月 来訪者、宿泊者、市内宿泊事業者に対し、アンケート調査を実施
- ・令和6年 9月～10月 旭川市における宿泊税制度の考え方について、意見提出手続を実施

これらの経過を踏まえ、新たな観光財源の確保策として宿泊税を導入する方向性を決定したため、宿泊税を課するために旭川市宿泊税条例（案）骨子を作成し、市民の皆様のご意見を伺うものです。

※旭川市における宿泊税制度の考え方については以下を参照してください。（考え方に対する意見提出手続は終了しています。）

※宿泊税条例の公布には市議会の議決、施行については総務省の同意が必要になります。

宿泊税条例（案）の構成

要素とは条例（案）に盛り込もうとするものです。

要素の番号は後述の旭川市宿泊税条例（案）の解説をご覧ください。

宿泊税制度の考え方はこちら



要素			主に定めている内容
①			宿泊税を課する目的
②			条例中使用する用語の定義
③	から	⑧	条例の補足事項
⑧(再)	から	⑪	
⑫	から	⑫	
⑬	から	⑬	

宿泊税の基本的事項

要素①から⑧までの概要
宿泊者・宿泊事業者対象

宿泊税の基本的事項

納税義務者

納税義務者は旭川市内の宿泊施設に宿泊する宿泊者です。

※宿泊施設とは旅館・ホテル・簡易宿所営業の許可、又は住宅宿泊事業法の届出がある施設をいいます。

※宿泊料金が発生する宿泊に限ります。

※災害等による宿泊等特別の事情がある宿泊は、宿泊税を減免することがあります。

居住地、年齢、宿泊料金の多寡に関係なく課税されますが、以下の宿泊者は課税されません。なお、以下の取扱い
は北海道に準じており、北海道の検討内容によって変更となる場合があります。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事の参加児童等及び引率者
- (2) 次に掲げる施設が主催する施設単位又は年齢単位の行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者
 - ⑦ 幼保連携型認定こども園
 - ⑧ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設
 - ⑨ 保育所（認可外保育施設）

要素

- ・②（用語）
- ・③（納税義務者等）
- ・④（課税免除）
- ・⑥（減免）

税率

1人1泊につき200円ですが、北海道が宿泊税を導入している場合は、旭川市の宿泊税とは別に北海道の宿泊税が課税されます。旭川市と北海道の宿泊税を合計した場合の税率は右表のとおりです。

宿泊料金区分 (税抜き)	税率		
	北海道	旭川市	合計
2万円未満	100円	200円	300円
2万円以上 5万円未満	200円	200円	400円
5万円以上	500円	200円	700円

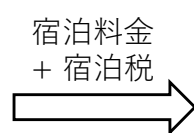
要素⑤（税率）

納付方法

納税義務者（宿泊者）が宿泊施設に納付し、宿泊施設から旭川市に納入します（特別徴収）。
旅館業の許可、住宅宿泊事業法の届出をしている者（宿泊事業者）が特別徴収義務者となります（宿泊施設の経営を全面的に委託している場合など、宿泊税の徴収に便宜を有する者が別にいる場合は、便宜を有する者を旭川市が特別徴収義務者として指定することがあります。）。

要素

- ・⑦（徴収の方法）
- ・⑧（特別徴収義務者）



世界中から訪れたくなる
観光地の実現に向けて活用

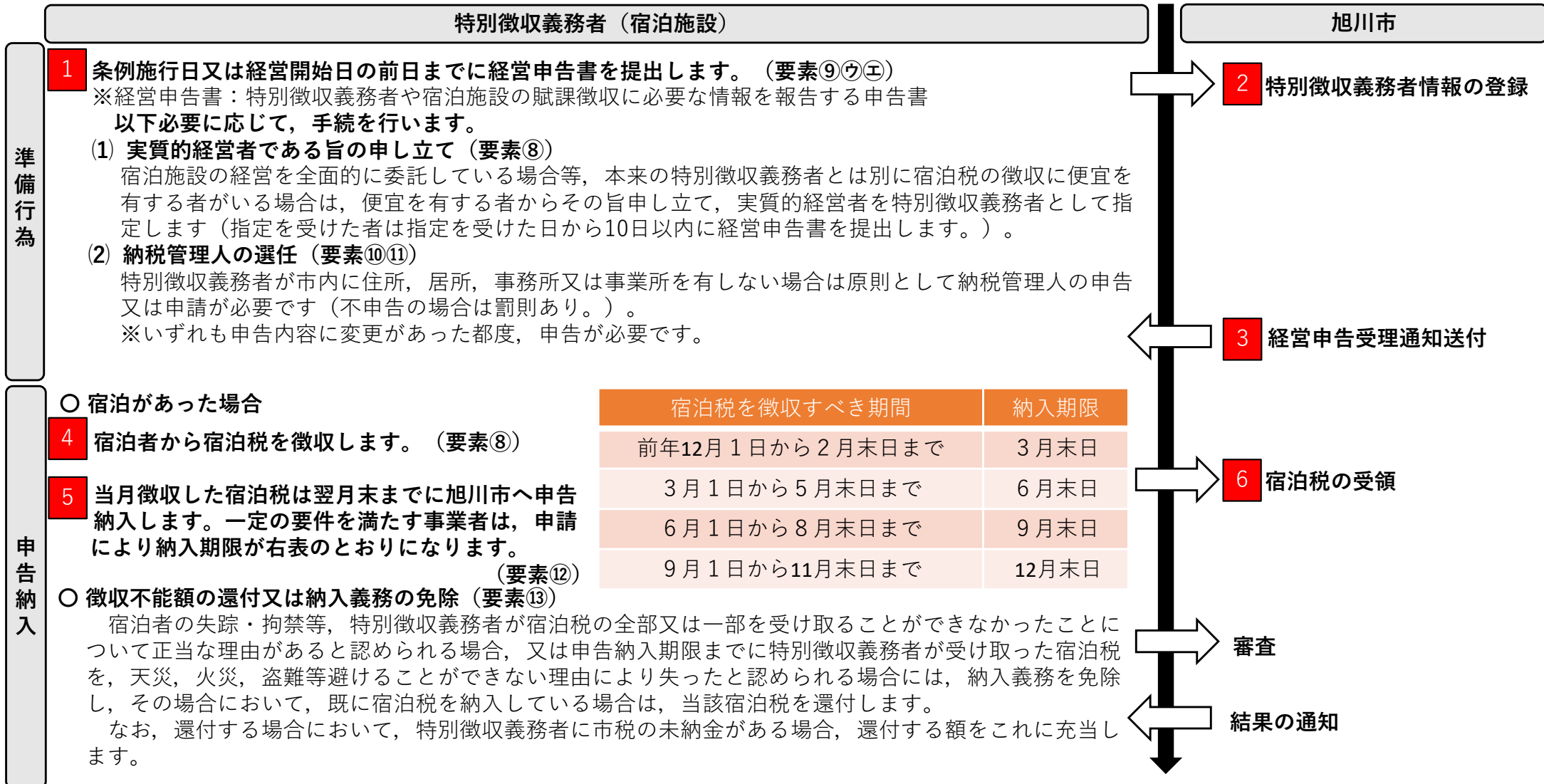
要素①（宿泊税）

特別徴収の手続

要素⑧から⑱までの概要
宿泊事業者対象

特別徴収事務フロー（案）

北海道が宿泊税を導入している場合、それぞれに手続を行う必要はなく、旭川市に対してのみ行います。（申告納入額は北海道と合算します。）



宿泊税を徴収すべき期間	納入期限
前年12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

特別徴収の手続②

要素⑧から⑱までの概要
宿泊事業者対象

特別徴収事務フロー（案）

特別徴収義務者（宿泊施設）

旭川市

帳簿書類の保存

課税の調査

休廃止

7

帳簿の備付け及び保存並びに書類の作成及び保存

※ 7 に関しては、旭川市宿泊税条例と北海道宿泊税条例のそれぞれが適用されます。

(1) 帳簿を備え付け、5年間保存します（電子帳簿保存法に沿った保存も可能）。

（要素⑮から⑱）

帳簿：次の事項の記載があるもの（次の記載があれば既存の帳簿でも差し支えありません。）

㊦ 宿泊年月日 ① 課税対象となる宿泊料金 ㊧ 宿泊数 ㊨ 宿泊税の課税対象となる宿泊数
㊩ 宿泊税額

代替帳簿の例）総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金台帳、売上帳 等

(2) 書類を作成し、2年間保存します（電子帳簿保存法に沿った保存も可能）。

（要素⑮から⑱）

書類：次の事項の記載があるもの（帳簿を補完する資料で、次の記載があれば既存の書類でも差し支えありません。）

㊦ 宿泊年月日 ① 課税対象となる宿泊料金 ㊧ 宿泊数 ㊨ 宿泊税額
代替書類の例）売上伝票 利用明細書 請求書 等

※帳簿書類を保存しなかった場合や虚偽の記載を行った場合は罰則あり（要素⑲）

○ 調査への協力

帳簿・書類（電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルムを含む。）の閲覧・提供等

※調査を拒否した場合や虚偽の報告を行った場合は罰則あり（地方税法第733条の5）

○ 調査の結果、不足税額等があった場合は、期限までに徴収金を納入します。（要素⑭）

○ 経営を休止（再開）する場合

遅滞なくその旨を届け出ます。（要素⑨）

○ 経営を廃止する場合

廃止してから10日以内に届け出ます。（要素⑨）

休廃止日までの宿泊税は休廃止の日から1月以内に申告納入します。（要素⑫）

必要に応じて

○ 適正に宿泊税が課税徴収されているか調査（地方税法第733条の4）

適正な課税ではなかった場合は、税額の変更や、追加を行うほか延滞金、各種加算金を徴収する。（地方税法第733条の16から19）

○ 宿泊税の受領

基本となる特別徴収事務

宿泊税徴収開始前の手続

1 → 2 → 3

※その後変更あれば都度手続

納入期限ごとに繰り返す手続

4 → 5 → 6 → 7

旭川市宿泊税条例（案）の解説

要素	概要	考え方															
① 宿泊税	地方税法第5条第7項及び旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき、宿泊税を課する。	旭川観光基本方針に定めている目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたくなる観光地へ」の実現に向け、宿泊税を導入する。															
② 用語	条例中使用する次の用語を定義 ・旅館業 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業 ・住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業 ・宿泊施設 旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅 ・宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用すること ・宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額	【旅館業・住宅宿泊事業】 旅館業を営む者は旅館業法による許可、住宅宿泊事業を営む者は住宅宿泊事業法による届出が必要であり、これらの事業は、各法律において宿泊者名簿の記載が義務づけられていることから、納税義務者となる宿泊者を補足できる旅館業法の許可を受けた施設（下宿営業の許可を受けて営む下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法の届出をした住宅を対象とする。 ※下宿営業の許可を受けて営む下宿営業を除く理由 当該施設への宿泊は、1月以上の長期の宿泊期間を前提とし、一般的には通勤、通学の拠点として宿泊施設で宿泊を行うものであり、当該施設に生活の本拠はないとしても、実態として生活の本拠に近いものとして利用されているとみなすことができるため。 【宿泊】 課税対象となる宿泊の判断基準は以下のとおり。 (1) その利用行為が契約上宿泊での取扱いあるもの。 (2) (1)以外の場合でその利用行為が日をまたぐ6時間（観光庁のモデル宿泊約款における1泊分の宿泊料金が追加となる場合の延長時間）以上の利用であるもの。 【宿泊料金】 宿泊行為に係る対価、又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金に含む例</th><th></th><th>宿泊料金に含まない例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃料</td><td rowspan="4"> いわゆる 素泊まり料金 </td><td>消費税、入湯税等の税</td></tr> <tr> <td>寝具使用料</td><td>食事代</td></tr> <tr> <td>寝衣代</td><td>施設の利用料</td></tr> <tr> <td>サービス料・奉仕料</td><td>チップ・祝儀</td></tr> <tr> <td>当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）</td><td></td><td>宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）</td></tr> </tbody> </table>	宿泊料金に含む例		宿泊料金に含まない例	清掃料	いわゆる 素泊まり料金	消費税、入湯税等の税	寝具使用料	食事代	寝衣代	施設の利用料	サービス料・奉仕料	チップ・祝儀	当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）		宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）
宿泊料金に含む例		宿泊料金に含まない例															
清掃料	いわゆる 素泊まり料金	消費税、入湯税等の税															
寝具使用料		食事代															
寝衣代		施設の利用料															
サービス料・奉仕料		チップ・祝儀															
当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）		宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）															

要素	概要	考え方
③ 納税義務者等	宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。	宿泊行為は他の観光行動と比較して課税対象者の補足が容易であるほか、宿泊者は日帰り客と比較し、滞在時間が長いことから本市の行政サービスを受ける程度が大きい。
④ 課税免除	次の者には宿泊税を課さない。 (1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事の参加者及び引率者 (2)次に掲げる施設が主催する施設単位又は年齢単位の行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者 ア 幼保連携型認定こども園 イ 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 これらの事業を行う施設 ウ 保育所（認可外保育施設）	北海道も同時に宿泊税を課する予定であることから、北海道と旭川市の課税要件に乖離が生じると、宿泊事業者の事務が煩雑になり負担が生じるため、北海道と同様の課税免除要件を設けることとした。そのため、北海道の検討内容によって、課税免除要件が変更となる場合がある。 なお、(1)の参加者とは、幼児、児童、生徒及び学生を、引率者とは学校等の関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師や保護者のことをいい、添乗員やカメラマンは課税免除の対象外とする。 また、対象となる行事の例は修学旅行、宿泊研修、林間学校などの集団宿泊的行事や社会科見学などの教育課程として実施される行事で、部活動や大会は対象外とする。
⑤ 税率	宿泊者1人1泊につき200円とする。	旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申を踏まえ、税率200円の定額制を基本とし、納税者の負担能力を考慮する。
⑥ 減免	天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とする認められる者に限り、宿泊税を減免することができる。	災害等に伴う宿泊については、災害による宿泊者の担税力の低下やその目的がやむを得ない避難等であり、災害時の宿泊については、減免することを検討する。
⑦ 徴収の方法	特別徴収の方法による。	納税義務者には市外（道外）や国外の宿泊者も含まれるため、直接徴収の方法は適さず、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収する方法が合理的である。
⑧ 特別徴収義務者	特別徴収義務者は旅館業又は住宅宿泊事業の経営者で、特別徴収義務者は宿泊税を徴収しなければならない。ただし、経営者のほかに実質的な経営者がいる場合など、宿泊税の徴収に便宜を有する者を市長が特別徴収義務者に指定することもある。	宿泊料金と併せて宿泊税を徴収するため、宿泊施設の経営者又は宿泊施設の実質的経営者が宿泊税の徴収に便宜を有しており、それらの者を特別徴収義務者とすることが合理的である。

要素	概要		考え方										
⑨ 特別徴収義務者の申告等	特別徴収義務者になる者は、経営を開始する前日まで（⑧ただし書きによる指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに以下の事項を記載した申告書（経営申告書）を提出しなければならない。 (1) 住所（所在地），氏名（名称）及び個人番号（法人番号） (2) 宿泊施設の所在地及び名称 (3) 客室数その他設備の概要 (4) 経営開始（予定）年月日 等 また、申告した内容に異動があったときは、その旨遅滞なく申告するほか、営業を1月以上休止する際はその旨遅滞なく、営業を廃止した際は10日以内に届け出なければならない。		特別徴収義務者から経営する宿泊施設の状況について申告を受け、宿泊施設ごとに施設番号を付番し、当該番号を宿泊施設へ通知する。その施設番号は、特別徴収義務者からの各種申告や納入に用いることとするため、宿泊施設ごとの課税（納入）状況の確認が容易となる。 また、申告事項の変更、施設の休廃止については、特別徴収義務者からの申告がない限り、旭川市で補足することが困難であるため、届出を必要としている。										
⑩ 納税管理人	特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために原則として市内に住所等を有する者を納税管理人として定め、市長に申告し、又は市外に住所等を有するものを納税管理人として定める場合は地方団体の長の承認を受けなければならない。また、納税管理人に異動が生じた際も同様である（納税管理人を定める必要が生じた日や異動の日から10日以内の手続が必要。）。		地方税法第733条の6に「法定外目的税の特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納入に関する一切の事項を処理させるために原則として市内に住所等を有する者を納税管理人として定め、地方団体の長に申告し、又は市外に住所等を有するものを納税管理人として定める場合は地方団体の長の承認を受けなければならないとされている（変更時同様）。」旨規定されている。										
⑪ 納税管理人に係る不申告に関する過料	正当な理由なく、納税管理人を申告しなかった者に対しては10万円以下の過料を科する。		地方税法第733条の8に「納税管理人を正当な理由なく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、地方団体の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨規定されており、他の税目や宿泊税既導入自治体と同額の過料とする。										
⑫ 申告納入	毎月末日までに、前月分の宿泊税に関する申告と納入をする。 ただし、一定の要件を満たす事業者は、申請により納入期限を下表のとおりとできる。なお、宿泊施設の営業を1月以上休止又は廃止した場合には、休止する日又は廃止した日までの宿泊税について、その日から1月以内に申告と納入をしなければならない。 <table><tr><th>宿泊税を徴収すべき期間</th><th>納入期限</th></tr><tr><td>前年12月1日から2月末日まで</td><td>3月末日</td></tr><tr><td>3月1日から5月末日まで</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>6月1日から8月末日まで</td><td>9月末日</td></tr><tr><td>9月1日から11月末日まで</td><td>12月末日</td></tr></table>		宿泊税を徴収すべき期間	納入期限	前年12月1日から2月末日まで	3月末日	3月1日から5月末日まで	6月末日	6月1日から8月末日まで	9月末日	9月1日から11月末日まで	12月末日	宿泊税の安定的な確保という点においては、毎月納入することが望ましいが、宿泊事業者の事務量が増大することから、納入期限について、宿泊事業者の意見を聞き取ったところ、毎月納入すべきと考える宿泊事業者と、出来るだけ期間を空けて納入したいという宿泊事業者がいずれも一定数存在したことから、原則毎月の納入とし、一定の条件（規則で定める）を満たした事業者を3月に1度の納入とすることで、宿泊税の確保と、宿泊事業者の事務負担緩和の両立を図る。
宿泊税を徴収すべき期間	納入期限												
前年12月1日から2月末日まで	3月末日												
3月1日から5月末日まで	6月末日												
6月1日から8月末日まで	9月末日												
9月1日から11月末日まで	12月末日												

要素	概要	考え方
⑬ 徴収不能額等の還付 又は納入義務の免除	特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由がある場合又は徴収した宿泊税額を天災その他やむを得ない理由により失った場合は、申請により既にその宿泊税が納入されている場合は還付（未納の徴収金がある場合は充当）し、まだ納入されていない場合はその納入義務を免除する。	特別徴収義務者は納税者から宿泊税の受け取りができない場合であっても、宿泊税を納入する義務を負うが、やむを得ない事情については、納入義務を免除し、申告納入による過大な負担の緩和を図る。
⑭ 不足金額等の納入の 手続	・過少な申告、不申告、不正な処理による申告を行った際に課される各種加算金について納入の告知を受けた際には、その通知書に記載された期限までに、各種加算金額を納付しなければならない。 ・不申告や申告誤り等により、納入すべき宿泊税に不足が生じ、不足税額について納入の告知を受けた場合には、その通知書に記載された期限までに不足税額を納入するほか、本来の納期限の翌日から納入の日までに係る延滞金を加算して納入しなければならない。	地方税法第733条の16及び17に規定される更正及び決定に伴う不足金額の徴収、地方税法第733条の18及び19に規定される各種加算金の徴収については、地方税法上で義務付けられており、当該不足金額等の納入の規定を定める。
⑮ 特別徴収義務者に係 る帳簿の記載義務等	・特別徴収義務者は宿泊施設ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、納入申告書を提出した月の翌月1日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。 (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数、宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額 (2) 市長が必要と定める事項 ・特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって、帳簿に記載されるべき事項を記載したものを作成し、当該書類に係る宿泊が行われた月の翌月1日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。	適正な申告を確保するため、帳簿の記載及び帳簿を補完する書類の作成、保存が必要である。なお、保存期間については、既導入自治体同様の帳簿は5年間、書類は2年間とする。
⑯ 帳簿及び書類の電磁 的記録による保存等	一定の条件下のもと、電子計算機で作成した帳簿の電磁的記録による備付け及び保存をもって、帳簿の備付け及び保存に代えることができ、電子計算機で作成した書類の電磁的記録の保存をもって、書類の保存に代えることができる。また、一部の書類のスキャナ保存を認める。	帳簿及び書類の備付け及び保存について、紙面ではなく、電子計算機により作成し、その電磁的記録の備付け及び保存若しくは電磁的記録の備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を希望する特別徴収義務者を想定する。なお、⑯及び⑰における一定の条件下とは、電子帳簿保存法に則る。
⑰ 帳簿及び書類の電子 計算機出力マイクロ フィルムによる保存	一定の条件下のもと、電子計算機で作成した帳簿の電磁的記録による備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって、帳簿の備付け及び保存に代えることができ、電子計算機で作成した書類の電磁的記録に係る電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって、書類の保存に代えることができる。	
⑱ 市税に関する法令の 規定の適用	⑯及び⑰に従って保存等が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「電磁的記録等」という。）については、市税に関する法令の適用をする際においても、当該電磁的記録等を関係帳簿又は関係書類とみなす。	

要素	概要	考え方
⑲ 帳簿の記載義務違反等に関する罪	以下に該当する者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金刑を科する。 (1) 帳簿について、正当な理由なく、帳簿を備えず、記載をせず、若しくは虚偽の記載又は帳簿を隠匿した者 (2) 書類について、正当な理由なく、作成をせず、若しくは虚偽の作成又は書類を隠匿した者 (3) 帳簿又は書類を条例に定める期間保存しなかった者	帳簿又は書類は正確な税額計算、申告等に係る調査など、税の公平性を保つためにも必要であり、その正確な記載等が行われなければ制度の存在を損ねることにつながるため、既導入自治体同様に罰則規定を設ける。
⑳ 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	・ 徴税吏員（地方税の賦課徴収事務を行う職員）は犯則事件（租税犯に関する事件）について、現行犯がある場合、その証拠となるものを集取する場合に必要で、急速を要し、裁判所の許可状の交付を受けることができない場合は、その場において、臨検、搜索、差押えをすることができる。 ・ 臨検、搜索、差押えについては、原則、日没以降日出まで行うことはできないが、一部条件付きで夜間であっても行うことができる。	徴税吏員が現行犯で臨検、搜索、差押えをすることができる税目である旨、条例で指定しなければ、現行犯で臨検、搜索、差押えをすることができない。 また、臨検、搜索、差押えの夜間執行についても、条例で指定しなければ行うことができない。
㉑ 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収に関しては、旭川市宿泊税条例のほか、地方税法、地方税法施行令、旭川市税条例など他の法令の規定についても適用する。 なお、旭川市税条例の総則部分について、宿泊税についても適用できるよう、一部旭川市税条例を読み替える。	宿泊税に関わらず、税については地方税法、旭川市税条例などの、既存法令があり、基本的には既存法令を前提とした宿泊税条例であることから、地方税法や市税条例の規定についても適用される。
㉒ 条例施行の細目	条例を実施するための手続や必要な事項については、別途規則を定める。	詳細な手続に関しては別途規則を定める。

※以下は条例の本則を補う附則の概要

要素	概要	考え方
㉓ 施行期日	条例の施行期日を定める。 ただし、㉑準備行為及び㉒経過措置は施行前の準備行為であるため、公布の日から施行する。	条例の施行には総務大臣の同意が必要であることから、条例で施行日を定めることができないため、規則で施行日を定める。 ただし、宿泊税を徴収するための準備行為については公布の日から可能とする。 なお、条例施行日は最短で令和8年4月を予定する。
㉔ 適用区分	条例は施行日以後の宿泊について適用する。 (施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)	いつの宿泊分から条例が適用となるかを定める。

要素	概要	考え方
㊦ 準備行為	施行日前においても行うことができる行為 (1) ㊦ただし書きによる特別徴収義務者の指定 (2) ㊦前段による申告 (3) ㊦による納税管理人の申告及び承認 (4) これらに関し必要な手続その他の行為	宿泊税を徴収するための準備行為であることから、条例公布の日から施行し、条例施行日に備える。
㊦ 経過措置	条例公布日において既に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者は、施行日の前日までに㊦前段に係る申告書を提出し、その申告内容に異動があったときは速やかにその旨市長に申告しなければならない。	㊦前段は、条例施行日以後に旅館業等を営もうとする者を想定しており、公布日時点で旅館業等を営んでいる者に関しては、経営開始前に遡ることができないことから、施行日を経営開始日とみなして同様の対応を行う。
㊦ 賦課徴収の方法の特例	北海道が課する宿泊税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、その賦課徴収を旭川市宿泊税と併せて行う。	旭川市内の宿泊施設における道宿泊税の賦課徴収については、本市に委任される見込みであることから、本市において、道宿泊税、旭川市宿泊税の賦課徴収事務を行う。
㊦ 道宿泊税に係る督促、滞納処分等	旭川市は道宿泊税についても、旭川市宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分等を行う。	
㊦ 延滞金の割合の特例	当面の間、㊦における延滞金の割合は、各年の特例基準割合を基準とする。	不足金額に係る延滞金に特例基準割合を適用させる。 なお、当初賦課分に係る延滞金については、㊦により旭川市税条例第11条を読み替えることで、旭川市税条例附則第2条の2が適用となるため、当初賦課分に係る延滞金についても特例基準割合は適用される。
㊦ 検討	条例施行後5年ごとに、社会経済情勢等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講じる。	宿泊税の効果を踏まえ、条例施行後5年ごとを目途としてとして見直しを行う。ただし、見直しが必要と認められる場合は、5年以内であっても見直しを行う。

条例の要素や順序については、パブリックコメントでのご意見、検察庁との協議、関係部局との協議、市議会での議論により、修正される場合もございますので、ご承知おきください。また、概要は条例に盛り込む内容を整理したものですので、このまま条例（案）になるものではありません。

条例施行までのスケジュール

令和7年2月予定
旭川市宿泊税条例（案） 上程

※条例（案）可決後、宿泊税徴収開始前には説明会などを実施し宿泊税の周知を図ります。

令和8年4月予定
条例施行 ※条例の施行には総務大臣の同意が必要です。

旭川市における宿泊税制度の考え方(案)に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

○募集期間: 令和6年9月20日～令和6年10月21日

○提出された意見等の件数～個人:2人(2件), 団体:0団体(0件)

※御意見につきましては, 読みやすくするために, 要約・修正等を行っています。

No.	御意見の要旨	市の考え方(回答)
1	外国人観光客の急増や団体旅行から個人旅行へのシフトと言った観光動向の変化, 広域観光の推進や観光で稼ぐ地域等, 観光を取り巻く状況が大きく変化する中, 観光受入体制の整備や観光人材の育成等, 多様化するニーズに対応した観光地作りを求められている。 ・旭川市内に有名高級ホテルチェーンの新規参入を目指す。 ・「オール旭川圏」を拡大する。 ・朝・夜にしか体験出来無いコンテンツの造成, 観光関連施設における高付加価値化への支援, ニーズ調査, スポーツ合宿等の誘致や実施に対する支援。	・御意見は, 制度案の内容を書き写しているものと考えられるため, 賛同していただいているものとして受け止めさせていただきます。 ・ホテルの誘致に関しては, 今後の施策の参考とさせていただきます。
2	宿泊税に寄り確保した財源は, 宿泊者数の増加や閑散期と繁忙期における格差解消等と言った本市が抱える課題の解決や, 納税者で有る宿泊者へ還元する事等を目的とした新たに取り組む事業又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用した。 ・旭川市内に有名シティホテルチェーンの新規参入を目指す。 ・観光振興事業が不足している。 ・北の恵み食べマルシェは約24日間の日程で, 道北・道東全域を拡大している。	・御意見は, 制度案の内容を書き写しているものと考えられるため, 賛同していただいているものとして受け止めさせていただきます。 ・ホテルの誘致に関しては, 今後の施策の参考とさせていただきます。 ・北の恵み 食べマルシェに関する御意見は, 担当部署と共有いたします。

旭川市宿泊税の考え方について

令和6年11月

旭川市観光スポーツ部観光課

○ 観光振興のための新たな観光財源の確保策・検討の経過

- ・ 令和5年8月 市長から旭川市中小企業審議会に対し諮問
- ・ 令和5年10月 第1回検討部会開催
- ・ 令和5年12月 第2回検討部会開催
- ・ 令和6年1月 宿泊事業者（旭川ホテル旅館協同組合）との意見交換会
- ・ 令和6年3月 第3回検討部会開催
第4回検討部会開催
- ・ 令和6年4月 旭川市中小企業審議会より，答申書を市長に手交
- ・ 令和6年7月 市内宿泊事業者向け説明会を開催
- ・ 令和6年8月 市内宿泊事業者及び来訪者，宿泊者に対するアンケート実施
- ・ 令和6年9～10月 宿泊税制度の考え方（案）についての意見提出手続実施
- ・ 令和6年10月 旭川ホテル旅館協同組合から要望書を受領
- ・ 令和6年11月 旭川ホテル旅館協同組合に対し要望に対する回答書を手交

※検討の経過につきましては，観光課ホームページでも公開しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kankou/2300/d080079.html>



○ 検討部会における答申の概要について

観光関連産業は裾野が広く経済波及効果が高いことから、振興を図ることで地域経済の活性化につながる重要な産業であるが、本市においては観光振興に取り組むにあたって以下のような課題を抱えている。

◆旭川市の観光の現状と課題

- ・ 来訪者数に比べて宿泊客が少ないことから、通過型の観光スタイルの人が多い
- ・ 夏季の繁忙期に比べ主に冬季の閑散期との差が大きい

◆旭川市の財政状況と課題

- ・ 少子高齢化が進み、扶助費などの義務的経費が増加＝財政の硬直化が見込まれる
- ・ 恒常的に必要な財源が不足しており、安定的な財源の確保に課題がある



将来にわたって本市経済の活性化を図るためには、新たな財源を確保し活用することで観光行政上の課題を解決し来訪者を増加させ、さらに来訪者を増やすためのサービス提供に活用するという好循環を生み出し、市内消費の拡大や関連産業の活性化につなげ、旭川観光基本方針で定めている目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地」への発展を目指す必要がある

そのためには法定外目的税である宿泊税による財源確保が概ね妥当であるが、以下を踏まえて検討すること。

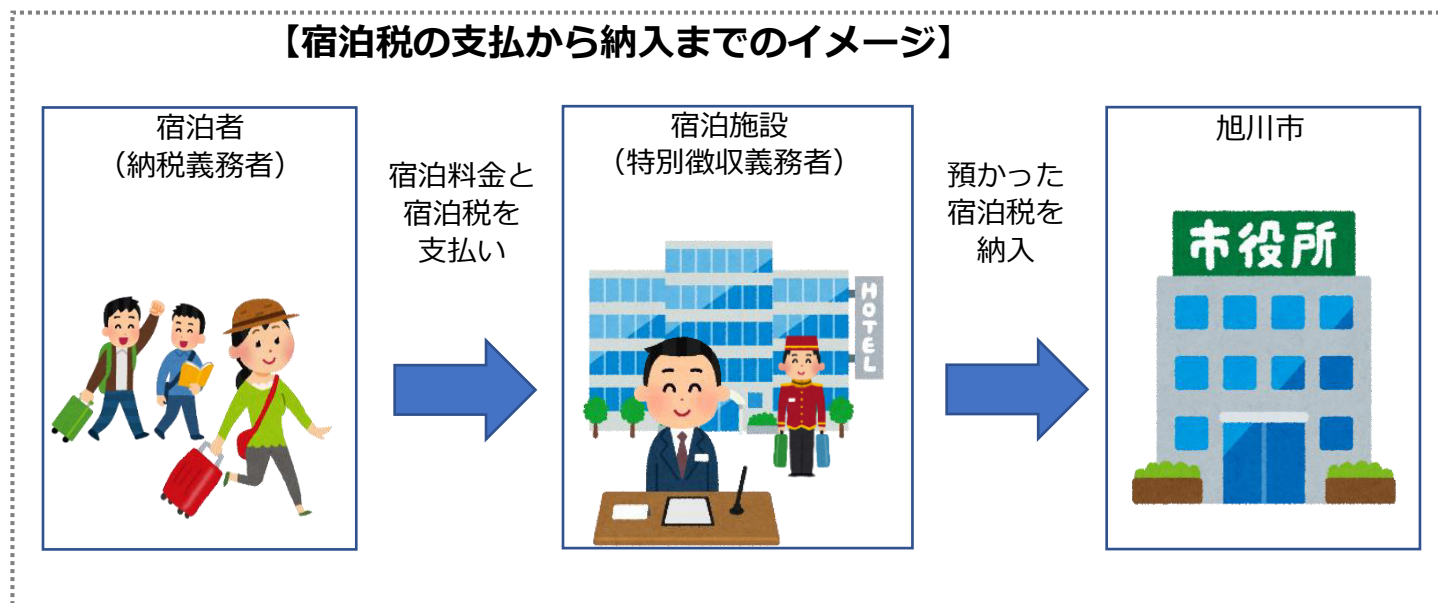
- ・ 宿泊者にわかりやすく事業者の負担を軽減するため簡素な制度とし、支援や補助についても併せて検討するとともに、丁寧な説明により理解を得る努力をすること
- ・ 制度設計や使途の検討に当たっては、宿泊事業者をはじめ観光関連事業者の意見を聴く場を設けるなど公平な制度づくりになるよう取り組むこと

○ 旭川市における宿泊税制度の概要

項目	内容			
① 税目名	宿泊税（法定外目的税）			
② 課税客体	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル，又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅			
③ 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数			
④ 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者			
⑤ 税率	一人一泊につき200円 【参考】北海道の税率との合計			
		2万円未満	2万円～5万円未満	5万円以上
	旭川市	200円		
	北海道	100円	200円	500円
	合 計	300円	400円	700円
⑥ 非課税事項	・修学旅行やその他学校行事の参加者及び引率者 ・保育所等の施設の行事に参加している3歳以上の幼児及び引率者			
⑦ 徴収方法	特別徴収			
⑧ 見直しの期間	原則として条例施行後5年ごとに見直しを行う。 ただし，見直しが必要と認められる場合はそれよりも短い期間で行う。			
⑨ 徴収開始時期	令和8年4月（予定）			

■ 旭川市における宿泊税制度について

本市における宿泊税とは、市内に所在する旅館・ホテルや民泊に宿泊した方（納税義務者）に対して課税する制度です。宿泊者の皆様は宿泊した施設に宿泊料と一緒に宿泊税を支払い、宿泊施設は宿泊者から支払われた税を一度お預かりし、納入期限までに本市へ納めていただきます。



※特別徴収とは、納税義務者である個人からではなく特別徴収義務者が代わって税金を預かり納入する仕組みを指し、特別徴収義務者とは特別徴収で税を徴収し、納入する義務を負う方のことを指します。

■ 対象となる宿泊について

旭川市内に所在する、次の宿泊施設への宿泊行為が課税の対象となります。

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）

■ 北海道の宿泊税について

現在、北海道においても宿泊税の導入を検討していますが、北海道も宿泊税を導入する場合、宿泊施設（特別徴収義務者）の負担を軽減するため、市・道の宿泊税はまとめて本市に納入する取扱いとします。

■ 税率について

宿泊者にわかりやすく宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすいという点を重視し、一律で宿泊者1人あたり1泊につき200円の宿泊税を徴収します。

なお、道が宿泊税を導入する場合の額を上乗せすると、以下のような金額となります。

自治体 \ 宿泊料金	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上
旭川市	200円		
北海道	100円	200円	500円
合 計	300円	400円	700円

■ 非課税事項について

修学旅行や宿泊研修など、教育課程の一環として実施される学校行事に伴う宿泊について、北海道では公益性を認め課税免除とする予定であることや、宿泊事業者の負担を軽減し宿泊者にとってもわかりやすい制度とするため、本市においても北海道の取扱いに準じて行事に参加する学生やその引率者の課税を免除することとしました。

※課税免除の対象とならない合宿やスポーツ・文化大会等に参加する学生に対しては、本市への誘致促進のため、宿泊税を活用した助成制度などの支援策を行います。

○ 宿泊税の使途について

宿泊税により確保した財源は、旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込（宿泊）客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増やすことや、納税者である宿泊者へ還元することを目的とした、新規の取組又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用します。

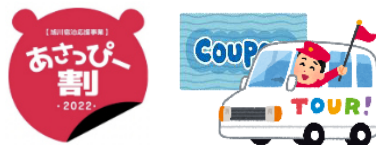
- ・ 使途の明確化を図るため、宿泊税は旭川市観光振興基金に積み立てた上で本市の観光振興を目的とした事業に活用し、その年度に活用した事業の内容と額を公表します。
- ・ 使途の検討に当たっては、特別徴収義務者である宿泊関連事業者などの関係事業者とも協議し、地域のニーズに合わせた事業を構築します。

■ 使途の例（案）

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

多様なニーズに対応した 受入環境整備	来訪者の多様なニーズに応え、満足度を向上させる取組や、事業者が取り組む環境整備に対して支援を行う （例）宿泊施設等の観光関連施設のユニバーサル化 （バリアフリー化、多言語対応など）に対する支援	
来訪者の利便性向上	本市で快適に滞在するための仕組みを構築する （例）移動利便性の向上、観光案内機能の強化、ガイド人材の確保	
緊急時受入体制の整備	災害時などの緊急時に滞在者が安心して過ごせるよう対策する （例）宿泊施設への防災備蓄物品の整備、災害等緊急時の情報提供網の強化	

② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

閑散期の格差解消に向けた取組	閑散期における宿泊者数を夏季に近づけるための取組 (例) 割引クーポンの発行, 来訪促進キャンペーンの実施	
旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成, 支援	本市独自の魅力を活用し, 滞在先に選んでもらえるような仕組みを構築する (例) 朝・夜にしか体験できないコンテンツの造成, 旭川を拠点とした周遊モデル確立, 観光関連施設における高付加価値化への支援, スポーツ合宿等の誘致及び実施支援	
宿泊型旅行商品等の造成に対する支援	本市での宿泊を伴う旅行商品や, 体験型コンテンツを組み合わせた宿泊プランなど, 観光関連事業者などが取り組む本市の魅力を活かした新たな旅行商品の造成に対する支援	

③ 持続可能な観光地づくり

人材不足の解消, 人材育成に対する支援	観光業界の課題である人材不足を解消するための事業や, 事業者の取組に対する支援 (例) デジタルツール導入による省力化への支援, スキル向上等を目的とした研修の開催	
オーバーツーリズム対策	観光客の増加に伴う混雑や迷惑行為などを防止するための取組 (例) 農地や自然環境を維持するための啓発, 施設や交通機関での過集中回避	
緊急時における市内事業者への支援	災害等により突発的に生じた観光需要の落ち込みなどの緊急時に備え, 一定額を基金に積み立てることで, 市内の事業者迅速な支援を実施することによる観光受入体制の維持	

記載されているものはあくまでも制度設計の参考とするための案であり, 実際に行う事業内容につきましては宿泊事業者などの関連事業者との協議や, 市議会の審議を経た上で決定されます。

○ 宿泊税を活用した事業の規模について

■ 旭川市における収入見込額

年間 3 ～ 4 億円程度を想定

- ・ コロナ禍前のピーク（H30推計値） 190万人泊 × 200円 = 3億8千万円
- ・ R5推計値 160万人泊 × 200円 = 3億2千万円

■ 1年当たりの事業費の試算（想定）

使途の内容		見込額	備考
来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり		1億1,000万円	
誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり		1億6,300万円	
持続可能な観光地づくり	事業費	7,300万円	
	基金への積み立て	1,000万円	総額5,000万円を目途に5年で積立
制度運営に伴う経費	特別徴収義務者に対する補助	1,140万円	特別徴収事務等に係る負担の軽減（徴収額の3%で試算）
	制度周知に係る広報費	200万円	制度周知ポスター，リーフレットの発行，広告掲出等
	事務的経費	1,000万円	徴収システム維持・整備費，事務用品など制度運営に必要な事務費

1年当たりの事業費総額

約 3 億 8 千万円

※試算は過年度の事業や他都市の事例を参考にした概算により算出しています。

※国・道の補助金や寄附金，クラウドファンディング等の併用も想定しています。

※あくまでも検討の一助とするための案であり，実際に行う事業内容については関連事業者との協議及び議会の審議を経て決定されます。

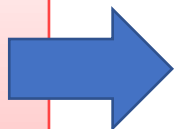
○ 観光振興基金への積立について

使途を明確化するために観光振興のための基金を創設し、積み立てた宿泊税は他の財源と区別し、旭川観光基本方針に基づく観光振興事業の財源として活用できるようにします。また、積み立てて活用することにより、年度をまたぐような長期間の取組にも活用することが可能になります。

観光振興基金

宿泊税

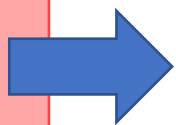
※賦課徴収に必要な
経費を除いた額



- 旭川観光基本方針で定める本市が目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたい観光地へ」を達成するため、新たに取り組む事業や既存事業を拡大して実施するものに充当
- 税収を活用し来訪者（宿泊者）に満足していただき、宿泊者の増加につなげ、好循環を生み出すための取組に充当
- 5年を目途に5,000万円を積み立て、緊急時における市内事業者への支援に活用

ふるさと納税

直接寄附



- 旭川観光基本方針に基づく旭川市の観光振興のための取組に対し、寄附を募る（基金は受け皿として活用）

クラウド ファンディング



- 特定の目的を達成するための取組に対し、寄附を募る（基金は受け皿として活用）

○ 宿泊事業者の負担に対する補助について

■ 特別徴収事務に対する交付金

申告・納税や徴収の事務的負担を軽減するために、既に宿泊税を導入している自治体では特別徴収義務者に対して、納期内に納入された税額に対し2.5%～3%程度の交付金（補助金）の交付を行うなどの対応がなされています。

本市においても、先行事例を参考にしながら交付金による負担軽減制度を導入します。

※交付金制度については、北海道においても内容を検討中です。

■ システム改修費等に対する補助金

宿泊税の徴収に伴い、宿泊予約・管理システム等の新規導入や改修などに係る費用について、補助金により支援することを検討します。

※これらの費用に対する補助制度については、北海道においても内容を検討中です。

○ 宿泊税制度導入までの流れ

旭川市宿泊税条例（仮称）につきましては、令和7年第1回旭川市議会に提出する予定です。市議会での可決後に総務省へ協議申請を行い、総務省の同意が得られてから条例を施行することになります。

条例の制定後、制度の周知や宿泊事業者の皆様へ徴収事務の説明などを行う準備期間を設けた後、令和8年4月から課税を開始することを想定しています。